

外国人公務員に対する贈賄事件概要一覧表

別紙－２補遺

発生時期	2019 年 9 月 本件	2017 年 6 月 事案②	2015 年 6 月 ～2016 年 1 月事案③	2015 年 1 月 ～2019 年 12 月（5 年間）	2014 年 10 月 頃
発生国	X 国 ベトナム	X 国 ベトナム	Y 国 中国	Z 国	Z 国
交付相手	税務局職員	税関局職員	税関関係者	税関局職員	労働局職員
現金交付 相当金額	1,500 万円	① 11 万円 ②1,000 万円	408 万円 or 300 万円？ N 氏発言で は 615 万円	694 万円 （5 年間）	60 万円
支出理由	<u>ライセンス取得翌年に追加した資本からの所得は税優遇の対象外として、追徴税を賦課されたため、この税額を減らす為</u> 当初、追徴税額 8,900 万円 →3,160 万円 → 262 万円	<u>事業ライセンス外の事業（販売）による付加価値税と罰金の賦課の金額を減らす</u> 為当初追徴税額 17 億 9 千万円 →免除	品質不良の調査により、 <u>棚卸差異を</u> 発見。税関職員への調整金の支給で追徴課税額を減額しようとした。	敷地内にある税関職員詰め所の職員 2 名に対して、時間外の通関手続きに残業代等（宿泊費・事務費等）を支給していた	<u>日本人社員の業務が法令違反で逮捕の可能性</u> あると労働局職員から脅され、240 万円相当を要求された。交渉し減額した。
交付現金の経理処理	当初はコンサル費用⇒結局、販管費で処理	消耗品費 修繕費	交際費	諸雑費	スペアパーツ購入
発見方法	2019 年 8 月の税務調査対応の過程で、金銭交付要求の報告あり、経営陣が認知した。	フォレンジック調査にて発覚	フォレンジック調査にて発覚	ヒアリングアンケートにて発覚 （違法認識がなかった）	フォレンジック調査にて発覚

詳細補足	2019 年 9 月 本件	2017 年 6 月 事案②	2015 年 6 月～2016 年 1 月 事案③
問題点	・ <u>相手より回答を急がされるが、藤野社長は出張中で、結局、事案②の例から事後承諾が得られるとの判断で、A 部長は支払いを承認した。藤野社長は事後承諾を拒否した。</u> ・ <u>藤野社長が、結論のみ記載した「表」報告書と現金支出の実態を記載した「裏」報告書の2種類の報告書の作成を指示した。</u> ・ <u>須藤 CFO が顧問弁護士との面談後、適法化策としてコンサルティング契約による調査費用への仮装を画策。</u> ・ <u>10 月初めの役員報告会で監査等委員を招集せず、取締役 6 名で本事案を事後承認し、11 月の取締役会後、コンサルティング契約についての経営会議決議をした。さらに、コンサルティング契約の適法性に疑義が出て、11 月の臨時取締役会で本件の事実に関し監査等委員を含めて共有し、第三者委員会の設置を決議した。</u> ・ <u>藤野社長と須藤 CFO は四半期連結財務諸表の経営者確認書に、本事案の不正の疑いを認識しながら不正なしで署名し、あずさ監査法人に提出した。</u>	・ <u>2017 年 6 月 23 日コンサルティング会社</u>に調整金の相場観を照会し、<u>1,650 万円相当との回答</u> ・ 経営企画部長 A 氏が 1,650 万円の調整金の支払いを申請し、<u>藤野社長が、支出を承認した。</u> ・ <u>11 万円をまず渡し、減額調整を要請し、税関局調査リーダーに 1000 万円を渡し、最終的に指摘事項なしとなった。</u>	・ 2015 年 6 月本社社長の指示で生産管理等、金型メンテナンス及び品質管理レベルの調査を実施、棚卸差異を発見。 ・ 税関対応専門の担当者を雇用。 ・ <u>調整金支払い対応で、追徴課税の発生を隠蔽。</u> ・ <u>本社経営企画部は、社長報告をせずに放置。</u> ・ <u>組織ぐるみで別の領収書を収集し、転用して経理処理した。</u> 2016 年 12 月に、同年他の子会社の社長が交際費不正利用の内部通報があり、藤野社長が経営企画部に確認作業を指示。 与謝野氏が Y 国社長で関与。

